

(目的)

第1条 この条例は、暴力団を排除するために必要な施策を講ずることにより、市民生活の安全及び平穏を確保し、並びに市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号の暴力団
- (2) 暴力団員 法第2条第6号の暴力団員
- (3) 事業者 事業を行う個人及び法人

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、市、市民、事業者その他の関係機関が暴力団を恐れず、及び利用せず、並びに暴力団に対して資金を提供しないことを基本として、相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市長は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に係る施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市長は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県その他の関係機関に対し当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団を排除する活動に自主的に取り組み、及び市長が実施する暴力団の排除に係る施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らが行う事業に関し暴力団が利益を得ることがないように努め、及び市長が実施する暴力団の排除に係る施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、市長に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市長は、市が発注する公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団が利益を得ることがないように、公共工事の入札に暴力団及び暴力団と密接な関係を有するものを参加させないことその他の暴力団を排除するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 市長は、暴力団の排除に係る社会的気運を醸成し、及び市民等が暴力団の排除の必要性について理解を深められるよう、警察署その他の関係機関と連携し、暴力団の実態の周知その他の啓発活動を行うものとする。

(行事からの暴力団の排除)

第8条 市は、祭り、興行その他の公共の場所に多数が一時的に集合するような行事(以下「祭り等」という。)を主催するときは、当該行事の開催及び運営に係る約款、規約その他の定めに次の事項を含むよう努めるものとする。

- (1) 当該行事の開催及び運営に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を利用しないこと又は関与させないこと。
- (2) 暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者の露店、屋台その他これらに類する店を出店させないこと。

2 前項の規定は、市民等が祭り等を行う場合において準用する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。